

岐阜県公報

第千八百七十七号
平成十九年九月七日
(金曜日)

目次

告示

クリーニング師の研修の指定	(生活衛生課)	六五九
クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定	(同)	六六〇
道路の区域変更	(道路維持課)	六六〇
道路の供用開始	(同)	六六一
保安林の指定予定	(郡上農林事務所)	六六二

公示

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防課)	六六三
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	六六四
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	六六四
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地計画課)	六六四
県営土地改良事業計画の変更に關する市町村等協議に係る概要等	(同)	六六五
土地改良事業の施行の適当の決定	(同)	六六五

告示

岐阜県告示第五百四十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修として、次のとおり指定します。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の種類
クリーニング師の研修
- 三 研修の科目及び時間数

1 衛生法規及び公衆衛生	一時間
2 洗たく物の受取、保管及び引渡し	一時間（ただし、継続受講者は、四十分）
3 洗たく物の処理	一時間（ただし、継続受講者は、四十分）
4 繊維及び繊維製品	一時間（ただし、継続受講者は、四十分）
- 四 研修の開催年月日、会場の名称及び所在地
 - 1 平成十九年十月十九日（金）
飛騨・世界生活文化センター
高山市千島町九〇〇 一
 - 2 平成十九年十一月二日（金）
大垣市民会館中会議室

- 3 大垣市新田町一 二
平成十九年十一月七日(水)
東濃西部総合庁舎大会議室
多治見市上野町五 六八 一
平成十九年十一月十四日(水)
- 4 中濃総合庁舎大会議室
美濃市生櫛一六二二 二一
- 5 平成十九年十二月七日(金)
岐阜県民ふれあい会館三〇一会議室
岐阜市藪田南五 一四 五三
- 五 研修受講料
五千元

岐阜県告示第五百四十二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定します。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の受付期間等
受付開始年月日 平成二十年一月十日(木)
受付締切年月日 平成二十年一月三十一日(木)
レポート提出締切年月日 平成二十年二月二十九日(金)
- 三 受講対象者
へき地に居住する者、身体障害者その他知事が認めたる者
- 四 講習会の科目及びレポート課題
衛生法規及び公衆衛生

- 洗たく物の受取、保管及び引渡し
洗たく物の処理
繊維及び繊維製品
- 五 講習受講料
四千五百円

岐阜県告示第五百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月七日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更別前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百五十六号	関市洞戸栗原字梅保木四一五番の一地先から同市同 字同 四〇六番の二地先まで	前 後	三・八(一六・八)	五五・五	

岐阜県告示第五百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月七日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区 間	区域変更		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
前	後							
七中野方線 七宗線		同 郡 同 町 同 字 同 九六六番二地先まで	加茂郡八百津町福地字下 落合九六六番一地先から	四〇・六〇	四〇・三〇	四〇・六〇	六〇・〇	
後	前							

岐阜県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区 間	区域変更		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
前	後							
七中野方線 七宗線		同 郡 同 町 同 字 同 九六六番二地先まで	加茂郡八百津町福地字下 落合九六六番二地先から	四〇・六〇	四〇・三〇	四〇・六〇	三〇・〇	
後	前							

岐阜県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区 間	区域変更		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
前	後							
七中野方線 七宗線		同 郡 同 町 同 字 同 三三五番二地先まで	加茂郡八百津町福地字蔵 橋三五番二〇地先から	五〇・二〇	五二・二〇	五〇・二〇	三六・〇	
後	前							

岐阜県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は年月日)
七中野方線 七宗線	同 郡 同 町 同 字 同 九六六番二地先まで	加茂郡八百津町福地字下落合 九六六番一地先から	六〇・〇	平成一九・九七	平成一九・九七

岐阜県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日告示のほか）
県道	中野方線 七宗線	加茂郡八百津町福地字下落合 九六八番三地先地内		三〇〇	平成 一九・九・七	平成 一九・九・七

岐阜県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日告示のほか）

県道	中野方線 七宗線	加茂郡八百津町福地字蔵橋三 五番二〇地先から 同郡同町同字同三 五番二地先まで	三〇〇	平成 一九・九・七	平成 一九・九・七
----	-------------	--	-----	--------------	--------------

岐阜県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市八幡町洲河字細野九三七の一、九三九の二
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採を禁止する。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施
 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三に規定する危険物の取扱
 作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 講習の種類及び種別
 甲種、乙種及び丙種危険物取扱者を対象とする次の講習
- 1 給油取扱所において危険物取扱作業に従事している者を対象とする講習（以下「給取」という。）
 - 2 給油取扱所以外の危険物施設において危険物取扱作業に従事している者を対象とする講習（以下「一般」という。）
- 二 講習の日時、種別、場所及び定員

講習会場	日	時	種別	場 所	定 員
中濃会場	平成十九年十一月六日（火）	午後一時三十分から三十分まで	一般	美濃加茂市古井町 可茂総合庁舎	一八〇人
		午後四時三十分から三十分まで	給取		
飛驒会場	平成十九年十一月二日（金）	午前九時三十分から三十分まで	給取	高山市上岡本町 飛驒総合庁舎	一八〇人
		午後一時三十分から三十分まで			
		午後四時三十分から三十分まで	給取		一八〇人
		午後一時三十分から三十分まで			

三 受講申請書の受付

受講申請書は、平成十九年九月十日（月）から同年九月二十八日（金）までの間、
 〒五〇〇 八七〇八岐阜市司町一番地岐阜総合庁舎内社団法人岐阜県危険物安全協会
 及び各地区危険物安全協会（各消防本部内）で受け付けます。

岐阜会場		東濃会場		大垣会場		岐阜会場	
平成十九年十一月八日（木）		平成十九年十一月十六日（金）		平成十九年十一月十三日（火）		平成十九年十一月十二日（月）	
午後一時三十分から三十分まで	午後四時三十分から三十分まで	午後一時三十分から三十分まで	午後四時三十分から三十分まで	午後一時三十分から三十分まで	午後四時三十分から三十分まで	午後一時三十分から三十分まで	午後四時三十分から三十分まで
一般	給取	一般	給取	一般	給取	一般	給取
岐阜市藪田南 岐阜県シンクタンク 庁舎		多治見市上野町 東濃西部総合庁舎		大垣市新田町 大垣市民会館		岐阜市藪田南 岐阜県シンクタンク 庁舎	
二二五人	二二五人	一八〇人	一八〇人	一八〇人	一八〇人	二二五人	二二五人

なお、郵送による場合は、平成十九年九月二十八日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ただし、定員に達した場合は、受付期間中であっても受付を締め切ります。

四 受講申請書及び講習案内の請求先

社団法人岐阜県危険物安全協会若しくは各地区危険物安全協会（各消防本部内）又は岐阜県消防課に請求してください。

なお、郵送を希望する場合は、あて先を明記し、百二十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

五 その他講習の詳細については、講習案内を参照してください。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年八月十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ市民協

三代 表 者 の 氏 名 加藤 たき江

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市野一色五丁目五番一三三号

五 定款に記載された目的 この法人は、助け合いの精神に基づいて、非営利公益の社会サービス活動を行ない、誰もが心ゆたかに安心して暮らしているコミュニティある地域づくり、自治体も含めた連携やネットワークの構築によって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年八月十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人阿木ふるさと福祉村

三代 表 者 の 氏 名 松岡 忠男

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市阿木一八六一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して福祉・健康・医療などを中心とするネットワークをつくり、生活支援サービスに関する事業を行い、地域社会における「福祉コミュニティ」の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年八月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いび川ソフトボール協会

三代 表 者 の 氏 名 中原 順彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪一三三四番地の六

五 定款に記載された目的 この法人は、広域住民に対して、ソフトボールを中心としたスポーツなどを通じて、ソフトボールなどの普及および振興を図り、生涯スポーツの堅持に寄与し、広く健康づくり・まちづくりに貢献することを目的とする。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、

次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
馬 瀬 地 区	下呂市馬瀬振興事務所 前掲示場	平成一九・ 一〇九・一〇から 一〇九・一〇まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
海 津 2 期 地 区	海津市役所平田庁舎前 掲示場	平成一九・ 一〇九・一〇から 一〇九・一〇まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を大垣市長、輪之内町長、安八町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七條の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中 須 川 地 区	大垣市役所、輪之内町 役場、安八町役場	平成一九・ 一〇九・一〇から 一〇九・一〇まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を恵那市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七條の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
明 智 地 区	恵那市役所明智掲示場	平成一九・ 一〇九・一〇から 一〇九・一〇まで

土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下 呂 市	上花洞地区	下呂市役所 萩原庁舎	平成一九・ 一〇九・一〇から 一〇九・一〇まで

平成十九年九月七日印刷
平成十九年九月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社